

調査の背景

- ◇ 墓地は、全国で約87万区域存在し、うち地方公共団体が経営する公営墓地は、約3万区域存在※
- ◇ 人口減少・多死社会の進展や家族観の多様化等に伴い、管理する者がいなくなった無縁墳墓等が増加し、不十分な管理による支障が懸念されるが、その発生実態は不明
- 公営墓地における無縁墳墓等の発生状況や、その解消のための課題等を調査（書面調査：全市町村<1,231市町村が回答>、実地調査：88市町村）

※ 墓地・納骨堂の経営には、都道府県知事等の許可が必要であり、経営主体は、その持続性及び非営利性の確保の観点から、地方公共団体が原則とされている。

主な調査結果

- **公営墓地・納骨堂で無縁墳墓等** (注1) **が発生しているのは58.2%** (445/765市町村)
- 無縁墳墓の発生により、**公営墓地の荒廃や不法投棄の温床になっており**、中には、市町村で**樹木の伐採や墓石の倒伏防止のための手間と費用を要した例もあり**
- 無縁墳墓等の発生抑制に重要である**縁故者情報を把握している市町村は少数** (把握率2割未満が80.7%)。他方で、**事前に電話番号等まで把握していた市町村あり**
 - 時の経過とともに、縁故者情報の把握には手間と時間を要し、その把握が進まないと、将来の市町村の負担が増加するおそれ。
- 無縁改葬 (注2) を行うに当たっての懸念として、**無縁改葬後の墓石の取扱いが不明確なことにより、市町村が墓石を処分すべきか、保管すべきか、一時保管の場合の保管期間について迷うなど対応に苦慮**
 - 無縁改葬が進まず、無縁墳墓が解消しないおそれ。

(注1) 「無縁墳墓等」とは、死亡者の縁故者がいない墳墓又は納骨堂のことをいう。

(注2) 「無縁改葬」とは、無縁墳墓等に埋葬された死体又は埋蔵され、若しくは収蔵された焼骨を他の墓（合葬墓等）に移管することをいい、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓理法」という。）等に基づく手続が必要

望まれる取組

- **縁故者に係る情報を事前に把握している事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。**
- **無縁改葬後の墓石の取扱いについて、保管期間や処分の考え方に係る事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。**

I 無縁墳墓等による支障

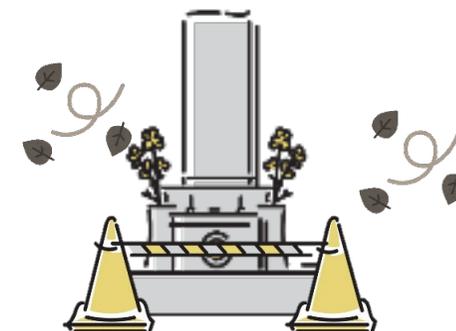
背景・制度等

- ◇ 使用者が所在不明となっている無縁墳墓等は十分な管理が行われず、荒廃していくおそれ。
- ◇ 墓地行政に関係する唯一の経年的なデータである「衛生行政報告例」※においても、無縁墳墓等の発生実態は把握されていない。

※ 統計法に基づき、各都道府県等を対象に実施される一般統計調査

調査結果

- 公営墓地・納骨堂を有すると回答した765市町村のうち、公営墓地・納骨堂において**無縁墳墓等が発生している市町村の割合は、58.2% (445/765市町村)**
- 長期間にわたり十分な管理がされておらず無縁墳墓等と見受けられる例があり、これらは、近隣の利用者とのトラブルとなりかねない。
 - 市町村において、**樹木の伐採や墓石の倒伏防止のための手間と費用を要した例**もあり



雑草の繁茂



不法投棄の温床



荒廃（被災後の未再建）



II 無縁墳墓等の発生抑制（縁故者情報の事前把握）

背景・制度等

- ◇ 墓地・納骨堂の管理者は、墓埋法施行規則の規定に基づき、使用者の住所及び氏名を記載した帳簿を備え付けなければならないこととされている。
- ◇ 墓地・納骨堂の使用者が所在不明となった場合は、墓地・納骨堂の管理者は、戸籍謄本等により縁故者を探索し、承継意向を確認することとなるが、無縁墳墓等の発生を抑制するためには、使用者が所在不明となった場合に備えて、次代の承継候補となり得る縁故者情報の早期把握が重要

調査結果

- 公営墓地・納骨堂における使用者以外の縁故者情報を把握している市町村は少数
 - ・ **縁故者情報の把握状況：把握率20%未満の市町村は80.7%（71/88市町村）**
- 縁故者情報を把握していなかったことにより、市町村の中には、縁故者の承継意向の確認に膨大な追跡調査を要した例（約1万区画の確認に約10年を要した例）あり
- 一方で、**縁故者の住所や電話番号をあらかじめ把握している市町村は10.2%（9/88市町村）**
その一例を挙げると、墓地使用許可申請時等に
 - ✓ 縁故者の連絡先の記載を求めている例
 - ✓ 縁故者の連絡先が分かる添付書類を求めている例
- **縁故者の連絡先をあらかじめ把握していたことで、使用者が所在不明となった場合にも、当該縁故者を通じて速やかな所在確認につながった例あり**
- 縁故者情報を事前に把握する方法に関し、**他市町村の状況を情報提供してほしい**とする市町村あり



望まれる取組

無縁墳墓等の発生を抑制する観点から、縁故者に係る情報を事前に把握している事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。

Ⅲ 無縁墳墓の解消（無縁改葬後の墓石の取扱い）等

背景・制度等

- ◇ 無縁墳墓の解消を図るためには、墓地経営者は、調査を尽くして使用者その他の縁故者がいないことを確認した上で、墓埋法及び同法施行規則に基づき、使用者その他の縁故者に対して1年以内に申し出る旨を官報に掲載するなど、必要な手続を行い、市町村長の改葬許可を得て無縁墳墓の焼骨を合葬墓等に移管（無縁改葬を実施）する必要あり
- ◇ 無縁改葬の実施後は、無縁墳墓の墓石を撤去することが必要だが、墓石の取扱いについては、墓埋法等には規定されていない。

調査結果

- 過去5年間（平成28年度～令和2年度）に、公営墓地・納骨堂において、無縁墳墓等の解消を図るため、無縁改葬や墓石の撤去に着手した実績があると回答した市町村の割合は、**6.1%（47/765市町村）**
- 今後、無縁改葬の実施意向があると回答した市町村の割合は、**22.1%（169/765市町村）**
- 市町村における無縁改葬後の墓石の取扱いを調査したところ、以下の例がみられた。
 - ✓ 無縁改葬の縁故者調査結果だけでは、ほかに縁故者が存在する可能性があるとして、墓石の撤去をためらい、無縁改葬自体も慎重な判断を要するとする例
 - ✓ 墓石の保管場所が確保できないとして、今後の無縁改葬の実施を懸念している例
 - ✓ 過去に墓石の処分実績がある市町村であっても、今後は即時処分か一時保管か、また、保管期間の判断に迷っているため、国が判断基準を示してほしいとする例
- 他方、市町村が墓石を占有した時点でその所有権を取得するとの無主物先占の考え方により、墓石を処分している例あり

表 無縁改葬後の墓石の取扱い（単位：市町村、%）

対象市町村数						
	永年保管		一時保管後処分		即時処分	未定
	墓石	悼石のみ	墓石	悼石のみ	墓石	
41	2 (4.9)	5 (12.2)	7 (17.1)	2 (4.9)	8 (19.5)	17 (41.5)

(注1) 「対象市町村数」は、実地調査対象88市町村のうち、調査日時点において縁故者調査の実施方法等、無縁墳墓を解消するための事務手続が確認できた41市町村（納骨堂のみを有する1市町村を除く）とした。
 (注2) 「悼石」とは、墳墓の一番上に設置された縦長の石のことで、家名等墓標となる文字を彫り込んだ石をいう。
 (注3) ()は、「対象市町村数」に対する割合を示す。なお、四捨五入により合計は100にならない。

望まれる取組

無縁墳墓の解消を図る観点から、無縁改葬後の墓石の取扱いについて、保管期間や処分の考え方に係る事例を整理し提供するなど、地方公共団体に対して必要な支援を行うこと。

⇒ 今後も社会環境の変化が進むこと、個人や集落等が経営する墓地も課題となることなどを踏まえ、地域の宗教的感情や慣習にも配慮しながら、まずは地方公共団体における取組事例や対応に苦慮している事例を収集しつつ、その状況を踏まえながら、今後の墓地行政の在り方を検討していくことが望まれる。